旧(令和4年6月1日)	新(令和5年4月1日)
(通則)	(通則)
`^^^^^ 第1条 この規約は、ETCシステム利用規程第2条に定めるETCシステム(以下「ETCシステム」といいます。)を運	^^^^/ 第1条 この規約は、ETCシステム利用規程第2条に定めるETCシステム(以下「ETCシステム」といいます。)を運
用する、別に定める有料道路管理者(以下「管理者」といいます。)の実施するETCマイレージサービスの利用に関し	用する、別に定める有料道路管理者(以下「管理者」といいます。)の実施するETCマイレージサービスの利用に関し
・ 必要な事項を定めます。	必要な事項を定めます。
2 ETCマイレージサービスの利用に必要なシステムの運営は、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株	2 ETCマイレージサービスの利用に必要なシステムの運営は、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株
式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社(以下「五会	│ │式会社、西日本高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社(以下「四会社」といいます。)が行いま
社」といいます。)が行います。	す 。
(適用範囲)	(適用範囲)
第2条 この規約は、この規約で定めるところによりETCマイレージサービスを利用しようとする方(以下「マイレージ登	第2条 この規約は、この規約で定めるところによりETCマイレージサービスを利用しようとする方(以下「マイレージ登
録申込者」といいます。)及びマイレージ登録申込者からの登録の申込みに基づき、五会社がETCマイレージサービス	録申込者」といいます。)及びマイレージ登録申込者からの登録の申込みに基づき、四会社がETCマイレージサービス
の利用に関する登録(以下「マイレージ登録」といいます。)を完了した方(以下「マイレージ登録者」といいます。)並び	の利用に関する登録(以下「マイレージ登録」といいます。)を完了した方(以下「マイレージ登録者」といいます。)並び
にマイレージ登録申込者が登録申込しようとするカード又はマイレージ登録されたカードの発行を行ったクレジットカード	にマイレージ登録申込者が登録申込しようとするカード又はマイレージ登録されたカードの発行を行ったクレジットカード
会社(以下「発行クレジットカード会社」といいます。)に対して適用されます。	会社(以下「発行クレジットカード会社」といいます。)に対して適用されます。
(定義)	(定義)
第3条 この規約の中で使用する用語は、別段の定めがない限り、以下のように定義します。	第3条 この規約の中で使用する用語は、別段の定めがない限り、以下のように定義します。
ー ETCカード 五会社との契約によりクレジットカード会社が発行したETCクレジットカード並びに五会社及び首都高	ー ETCカード 四会社との契約によりクレジットカード会社が発行したETCクレジットカード並びに四会社、首都高速道
速道路株式会社(以下「六会社」といいます。)が発行したETCパーソナルカードをいいます。	路株式会社 <u>及び阪神高速道路株式会社(以下「六会社」といいます。</u>)が発行したETCパーソナルカードをいいます。
二~七(略)	二~七(略)
八 パスワード マイレージ登録完了時にマイレージ登録者に発行される文字列(ただし、当該マイレージ登録者が第8	八 パスワード マイレージ登録完了時にマイレージ登録者に発行される文字列(ただし、当該マイレージ登録者が第8
条第3項及び同条第7項に基づき変更した場合または五会社が第8条第6項に基づき変更した場合は、変更後の文	条第3項及び同条第7項に基づき変更した場合または四会社が第8条第6項に基づき変更した場合は、変更後の文
字列)をいいます。	字列)をいいます。
九~十三(略)	九~十三(略)
十四 本人確認 五会社がこの規約で定める手続を行う際に、届出事項を使用して本人であるか確認することをいい	十四 本人確認 四会社がこの規約で定める手続を行う際に、届出事項を使用して本人であるか確認することをいい
ます。ただし、インターネットによる手続の場合は、マイレージIDとインターネット用パスワードを使用して確認をします。ま	ます。ただし、インターネットによる手続の場合は、マイレージIDとインターネット用パスワードを使用して確認をします。ま
た、自動音声ダイヤルによる手続きの場合は、マイレージIDと自動音声ダイヤル用パスワードを使用して確認します。	た、自動音声ダイヤルによる手続きの場合は、マイレージIDと自動音声ダイヤル用パスワードを使用して確認します。
(マイレージ登録)	(マイレージ登録)
第4条 マイレージ登録申込者は、この規約に定める事項を承諾の上、インターネット又は郵送によりETCカードのマイ	第4条 マイレージ登録申込者は、この規約に定める事項を承諾の上、インターネット又は郵送によりETCカードのマイ
レージ登録を五会社に申し込んでください。	レージ登録を四会社に申し込んでください。
2~5 (略)	2~5(略)
(インターネットによる登録申込み)	(インターネットによる登録申込み)
第5条 インターネットによるマイレージ登録の申込みは、マイレージ登録申込者が有効な電子メールアドレスを保有す	第5条 インターネットによるマイレージ登録の申込みは、マイレージ登録申込者が有効な電子メールアドレスを保有す
る場合に限り行うことができます。	る場合に限り行うことができます。
2 インターネットによるマイレージ登録の申込みは、五会社が指定する方法により登録事項の入力を行い、送信して	2 インターネットによるマイレージ登録の申込みは、四会社が指定する方法により登録事項の入力を行い、送信して

行ってください。登録事項の入力が正しく行われていない申込み(有効な電子メールアドレスの記載がない申込みを含みます。)は受け付けられません。

(郵送による登録申込み)

第6条 郵送によるマイレージ登録の申込みは、<u>五</u>会社が指定する申込書に登録事項を記入し、所要の切手を貼付の上、郵送して行ってください。申込書の記入が正しく行われなかったり、汚損等がある場合には、申込みが受け付けられないことがあります。

- 2 登録できない申込みには、五会社からマイレージ登録申込者にその旨を通知します。
- 3 登録の可否を問わず、五会社は申込書を返却しません。

(マイレージ登録の拒絶等)

第7条 マイレージ登録の申込みが次の各号のいずれかに該当するときは登録できません。

一~五 (略)

六 その他五会社が不適当と認めるとき

2 マイレージ登録の申込みが前項第3号から第6号までに該当する事実がマイレージ登録後に判明した場合、五会社は、マイレージ登録者に通知することなく当該マイレージ登録を抹消します。この場合において、ポイント及び還元額も消滅します。

(マイレージ登録の通知等)

第8条 <u>五</u>会社は、マイレージ登録を完了したときは、マイレージ登録者に対し、マイレージID及びパスワードを発行するとともに、当該マイレージID及びパスワードその他の登録事項を、申込方法に応じて次表に掲げる方法により通知します。

申込方法	通知方法		
インターネット	マイレージ登録されている電子メールアドレスへの電子メール送信		
郵送	マイレージ登録されている住所への書面の送付		

2 マイレージ登録者は、前項の通知に記載された登録事項に誤りがある場合には、速やかに五会社に申し出てください。

3 (略)

- 4 マイレージ登録者は、マイレージD及びパスワードを万が一忘失した場合は、インターネット、電話又は書面により<u>五</u>会社に照会してください。
- 5 <u>五</u>会社は、前項による照会を受けたときは、マイレージID及びパスワードを、照会方法に応じて次表に掲げる方法により通知します。

照会方法	通知方法
インターネット	マイレージ登録されている電子メールアドレスへの電子メール送信
電話	マイレージ登録されている住所への書面の送付。ただし、マイレージDのみの照
电前	会の場合は、電話で口頭により通知できるものとします。

行ってください。登録事項の入力が正しく行われていない申込み(有効な電子メールアドレスの記載がない申込みを含みます。)は受け付けられません。

(郵送による登録申込み)

第6条 郵送によるマイレージ登録の申込みは、四会社が指定する申込書に登録事項を記入し、所要の切手を貼付の上、郵送して行ってください。申込書の記入が正しく行われなかったり、汚損等がある場合には、申込みが受け付けられないことがあります。

- 2 登録できない申込みには、四会社からマイレージ登録申込者にその旨を通知します。
- 3 登録の可否を問わず、四会社は申込書を返却しません。

(マイレージ登録の拒絶等)

第7条 マイレージ登録の申込みが次の各号のいずれかに該当するときは登録できません。

一~五(略)

六 その他四会社が不適当と認めるとき

2 マイレージ登録の申込みが前項第3号から第6号までに該当する事実がマイレージ登録後に判明した場合、四会社は、マイレージ登録者に通知することなく当該マイレージ登録を抹消します。この場合において、ポイント及び還元額も消滅します。

(マイレージ登録の通知等)

第8条 四会社は、マイレージ登録を完了したときは、マイレージ登録者に対し、マイレージD及びパスワードを発行するとともに、当該マイレージD及びパスワードその他の登録事項を、申込方法に応じて次表に掲げる方法により通知します。

申込方法	通知方法	
インターネット	マイレージ登録されている電子メールアドレスへの電子メール送信	
郵送	マイレージ登録されている住所への書面の送付	

2 マイレージ登録者は、前項の通知に記載された登録事項に誤りがある場合には、速やかに<u>四</u>会社に申し出てください。

3 (略)

- 4 マイレージ登録者は、マイレージID及びパスワードを万が一忘失した場合は、インターネット、電話又は書面により<u>四</u>会社に照会してください。
- 5 <u>四</u>会社は、前項による照会を受けたときは、マイレージID及びパスワードを、照会方法に応じて次表に掲げる方法により通知します。

照会方法	通知方法			
インターネット	マイレージ登録されている電子メールアドレスへの電子メール送信			
電話	マイレージ登録されている住所への書面の送付。ただし、マイレージDのみの照			
电前	会の場合は、電話で口頭により通知できるものとします。			

書面 マイレージ登録されている住所への書面の送付				書面	マイレージ登録されている住所への書面の送	付			
6 <u>五</u> 会社は、システ.	ム管理の必要から、マイレージ登録者のパスワードを変更する。	ことがあります。変	更したパスワード	6 四会	社は、システム管	理の必要から、マイレージ登録者のパスワードを変更する	ることがあります。変	更したパスワー	
は、マイレージ登録者	たに応じて次表に掲げる方法により通知します。		_	は、マイ	レージ登録者に応	じて次表に掲げる方法により通知します。			
	マイレージ登録者	通知方法				マイレージ登録者	通知方法		
電子メールフ	電子メールアドレスをマイレージ登録しているマイレージ登録者電子メール			電子メールアドレ	スをマイレージ登録しているマイレージ登録者	電子メール			
上記登録者のうち、五会社が電子メールを送信できなかったマイレージ登録者		上記登録者のうち、四会社が電子メールを送信できなかったマイレージ登録者							
電子メールフ	電子メールアドレスをマイレージ登録していないマイレージ登録者				電子メールアドレ	·スをマイレージ登録していないマイレージ登録者	郵送		
			7 四会	社は、システム管	理の必要から、マイレージ登録者にパスワードの変更を依	<u></u> 対頼することがありま	す。この場合、		
マイレージ登録者はハ	ペスワードを変更しなければなりません。			マイレー	ジ登録者はパスワ	ワードを変更しなければなりません。			
8 (略)				8 (略)					
(マイレージ管理口座	の設定)			(マイレ-	-ジ管理口座の設	定)			
第9条				第9条					
<u>五</u> 会社は、登録カード	ごとにマイレージ管理口座を一口設定します。			四会社(<u>四</u> 会社は、登録カードごとにマイレージ管理口座を一口設定します。				
2 <u>五</u> 会社は、マイレー	ージ管理口座にポイントと還元額を計上します。			2 <u>四</u> 会	2 四会社は、マイレージ管理口座にポイントと還元額を計上します。				
3~4 (略)				3~4 (略)					
(ポイントの付与)			(ポイントの付与)						
第10条			第10条						
マイレージ登録者が、五会社が別に定める有料道路について、登録カードを用い、かつ、ETC利用規程を遵守してET			マイレー	ジ登録者が、 <u>四</u> 会	会社が別に定める有料道路について、登録カードを用い、	かつ、ETC利用規	程を遵守して		
Cシステムにより通行し、通行料金を支払ったときは、 <u>五</u> 会社は、当該マイレージ登録者に対し、通行のあった月の翌			Cシステ	んにより通行し、通	通行料金を支払ったときは、 <u>四</u> 会社は、当該マイレージ登	、録者に対し、通行の	のあった月の		
月20日までに、別に別	定める通行料金の額に対して別に定める数のポイントを付与し	ます。		月20日までに、別に定める通行料金の額に対して別に定める数のポイントを付与します。					
2 五会社は、前項に	:規定するポイント付与の対象となった通行が別に定める通行領	条件を満たす場合	ら、前項によるポ	2 四会	社は、前項に規定	Eするポイント付与の対象となった通行が別に定める通行	条件を満たす場合	、前項による	
イントに加算してポイン	小を付与します。			イントに	イントに加算してポイントを付与します。				
3 前2項のほか、五名	会社は、通行の有無にかかわらず、マイレージ登録者に対し特	典としてポイントを	を付与することが	3 前2項のほか、四会社は、通行の有無にかかわらず、マイレージ登録者に対し特典としてポイントを付与することが					
できます。				できます。					
4 第1項に規定する	通行に対して他の割引が適用された場合は、五会社は、割引	後の通行料金の	額に対してポイン	4 第1項に規定する通行に対して他の割引が適用された場合は、四会社は、割引後の通行料金の額に対してポイン					
トを付与します。				トを付与します。					
5 <u>五</u> 会社は、第1項I	にかかわらず、還元額による通行料金の支払にポイントを付与	しません。		5 四会社は、第1項にかかわらず、還元額による通行料金の支払にポイントを付与しません。					
6 五会社は、次の各号の支払にはポイントを付与しません。			6 四会社は、次の各号の支払にはポイントを付与しません。						
一∼ 二(略)			一~二(略)						
(ポイントの有効期間)			(ポイントの有効期間)						
第11条(略)				第11条(略)					
(ポイントの交換等)				(ポイントの交換等)					
第12条				第12条					
マイレージ登録者は、	マイレージ登録者は、インターネット、自動音声ダイヤル又は電話により五会社に申し込むことにより、区分ごとに累計し			マイレージ登録者は、インターネット、自動音声ダイヤル又は電話により四会社に申し込むことにより、区分ごとに累計し					

た有効期間内のポイントを、別に定める還元額その他の特典に交換することができます。

た有効期間内のポイントを、別に定める還元額その他の特典に交換することができます。

- 2 マイレージ登録者が、あらかじめ五会社に対し、自動でポイントを還元額に交換するサービス(以下「自動還元サービス」という。)を利用する旨申し込んでいる場合は、あらためて交換の申込手続をとる必要はありません。ただし、自動還元サービスの利用を申し込んでいる場合でも所定のポイントに満たない場合は、別途交換の申込手続が必要です。
- 3 インターネット又は自動音声ダイヤルによる交換の申込みは、<u>五</u>会社が指定する方法により必要事項を入力し、送信して行ってください。必要項目の入力が正しく行われていない申込みは受け付けられません。
- 4 電話による交換の申込みは、<u>五</u>会社が指定する方法に従って必要項目を申し出ることによって行ってください。必要事項について申出がなく、又は誤っている場合には申込みを受け付けられません。

2 マイレージ登録者が、あらかじめ四会社に対し、自動でポイントを還元額に交換するサービス(以下「自動還元サービス」という。)を利用する旨申し込んでいる場合は、あらためて交換の申込手続をとる必要はありません。ただし、自動還元サービスの利用を申し込んでいる場合でも所定のポイントに満たない場合は、別途交換の申込手続が必要です。 3 インターネット又は自動音声ダイヤルによる交換の申込みは、四会社が指定する方法により必要事項を入力し、送信して行ってください。必要項目の入力が正しく行われていない申込みは受け付けられません。

4 電話による交換の申込みは、<u>四</u>会社が指定する方法に従って必要項目を申し出ることによって行ってください。必要事項について申出がなく、又は誤っている場合には申込みを受け付けられません。

(環元額の付与)

第13条

五会社は、前条第1項に定める還元額以外に、別に定める還元額を付与することができます。

2 五会社は、前条第1項及び前項に定める還元額以外に、特典として還元額を付与することができます。

(還元額の管理等)

第14条

五会社は、マイレージ登録者が、五会社が別に定める有料道路について、登録カードを用い、かつ、ETC利用規程を遵守してETCシステムにより通行した場合において、当該マイレージ登録者のマイレージ管理口座に還元額が計上されているときは、当該還元額の合計から通行料金を引き去ります。

2~4 (略)

(ポイントの照会等)

第15条

マイレージ登録者は、インターネット、自動音声ダイヤル又は電話によりマイレージ管理口座に計上されたポイント又は還元額を五会社に照会することができます。

2 <u>五</u>会社は、マイレージ登録者がポイント残高のお知らせを希望する旨届け出ている場合は、ETC マイレージサービスのホームページにおいて周知する通知内容について、マイレージ登録者に応じて次表に掲げる方法により通知します。

マイレージ登録者	通知方法	備考		
電子メールアドレスをマイレー ジ登録しているマイレージ登録 者	マイレージ登録されている電子メールアドレ スへの電子メール送信	ただし、令和4年5月 以前に郵送通知を希望していたマイレージ 登録者へはマイレー ジ登録されている住 所への書面を送付します。		
電子メールアドレスをマイレー ジ登録していないマイレージ登 録者	マイレージ登録されている住所への書面の送付			

(環元額の付与)

第13条

四会社は、前条第1項に定める還元額以外に、別に定める還元額を付与することができます。

2 四会社は、前条第1項及び前項に定める還元額以外に、特典として還元額を付与することができます。

(還元額の管理等)

第14条

四会社は、マイレージ登録者が、四会社が別に定める有料道路について、登録カードを用い、かつ、ETC利用規程を 遵守してETCシステムにより通行した場合において、当該マイレージ登録者のマイレージ管理口座に還元額が計上さ れているときは、当該還元額の合計から通行料金を引き去ります。

2~4 (略)

(ポイントの照会等)

第15条

マイレージ登録者は、インターネット、自動音声ダイヤル又は電話によりマイレージ管理口座に計上されたポイント又は還元額を四会社に照会することができます。

2 四会社は、マイレージ登録者がポイント残高のお知らせを希望する旨届け出ている場合は、ETC マイレージサービスのホームページにおいて周知する通知内容について、マイレージ登録者に応じて次表に掲げる方法により通知します。

マイレージ登録者	通知方法	備考		
電子メールアドレスをマイレー ジ登録しているマイレージ登録 者	マイレージ登録されている電子メールアドレスへの電子メール送信	ただし、令和4年5月以前に郵送通知を希望していたマイレージ登録者へはマイレージ登録されている住所への書面を送付します。		
電子メールアドレスをマイレー ジ登録していないマイレージ登 録者	マイレージ登録されている住所への書面の送付			

(利用停止)

第16条

五会社は、発行カード会社等から登録カードの利用停止の通知を受けた場合又は五会社が必要と認める場合には、マイレージ登録者に通知することなく、当該登録カードに係るETCマイレージサービスの利用を停止します。

- 2 マイレージ登録者は、紛失や盗難等により第三者に登録カードを不正に使用された場合又はそのおそれがある場合には、インターネット、自動音声ダイヤル又は電話により、ETCマイレージサービスの利用の停止を<u>五</u>会社に申し出ることができます。この場合、<u>五</u>会社は、申出を受け付けた時からETCマイレージサービスの利用を停止します。 3 (略)
- 4 <u>五</u>会社は、第1項の利用停止が解除された場合には、マイレージ登録者に通知することなく、ETCマイレージサービスの利用を再開します。
- 5 マイレージ登録者は、第2項の規定により停止されているETCマイレージサービスの利用を再開する場合は、書面で<u>五</u>会社に申し出てください。この場合、<u>五</u>会社は、申出を受け付けた時からETCマイレージサービスの利用を再開します。
- 6 第2項の申出を行う前に第三者が登録カードを不正に使用したことによってマイレージ登録者が被った損害について、五会社は一切責任を負いません。

(登録カードの変更)

第17条

マイレージ登録者は、登録カードを変更する場合には、インターネット又は所定の書面で<u>五</u>会社に申し出てください。この場合、<u>五</u>会社は、所定の手続に従って登録カードを変更します。ただし、既に登録カードとなっているETCカードへの変更はできません。

2 (略)

- 3 登録カードの変更は、五会社の手続が完了した時から有効とします。
- 4 五会社は、前項の手続完了前にマイレージ登録者が被った損害について、一切責任を負いません。

(解約)

第18条

マイレージ登録者は、マイレージ登録を解約しようとするとき、書面で五会社に申し出てください。

2 <u>五</u>会社が前項の書面を受領した時をもってマイレージ登録は解約されます。この場合において、<u>五</u>会社は、解約手続完了の通知を行いません。

3 (略)

(マイレージ登録の取消し)

第19条

五会社は、マイレージ登録者のマイレージ管理口座に計上されたポイントの累計数及び還元額が730日間増減しなかったときは、マイレージ登録者に予告することなく当該マイレージ登録を取り消すことができます。この場合において、五会社は登録取消し完了の通知を行いません。

2 前項の規定により<u>五</u>会社がマイレージ登録を取り消した場合、当該マイレージ管理口座に計上されたポイント及び還元額も消滅します。

(利用停止)

第16条

四会社は、発行カード会社等から登録カードの利用停止の通知を受けた場合又は四会社が必要と認める場合には、マイレージ登録者に通知することなく、当該登録カードに係るETCマイレージサービスの利用を停止します。

2 マイレージ登録者は、紛失や盗難等により第三者に登録カードを不正に使用された場合又はそのおそれがある場合には、インターネット、自動音声ダイヤル又は電話により、ETCマイレージサービスの利用の停止を<u>四</u>会社に申し出ることができます。この場合、<u>四</u>会社は、申出を受け付けた時からETCマイレージサービスの利用を停止します。 3 (略)

4 <u>四</u>会社は、第1項の利用停止が解除された場合には、マイレージ登録者に通知することなく、ETCマイレージサービスの利用を再開します。

5 マイレージ登録者は、第2項の規定により停止されているETCマイレージサービスの利用を再開する場合は、書面で四会社に申し出てください。この場合、四会社は、申出を受け付けた時からETCマイレージサービスの利用を再開します。

6 第2項の申出を行う前に第三者が登録カードを不正に使用したことによってマイレージ登録者が被った損害について、四会社は一切責任を負いません。

(登録カードの変更)

第17条

マイレージ登録者は、登録カードを変更する場合には、インターネット又は所定の書面で四会社に申し出てください。この場合、四会社は、所定の手続に従って登録カードを変更します。ただし、既に登録カードとなっているETCカードへの変更はできません。

2 (略)

- 3 登録カードの変更は、四会社の手続が完了した時から有効とします。
- 4 四会社は、前項の手続完了前にマイレージ登録者が被った損害について、一切責任を負いません。

(解約)

第18条

マイレージ登録者は、マイレージ登録を解約しようとするとき、書面で四会社に申し出てください。

2 <u>四</u>会社が前項の書面を受領した時をもってマイレージ登録は解約されます。この場合において、<u>四</u>会社は、解約手続完了の通知を行いません。

3 (略)

(マイレージ登録の取消し)

第19条

四会社は、マイレージ登録者のマイレージ管理口座に計上されたポイントの累計数及び還元額が730日間増減しなかったときは、マイレージ登録者に予告することなく当該マイレージ登録を取り消すことができます。この場合において、四会社は登録取消し完了の通知を行いません。

2 前項の規定により<u>四</u>会社がマイレージ登録を取り消した場合、当該マイレージ管理口座に計上されたポイント及び還元額も消滅します。

3 (略)

(マイレージ登録の抹消等)

第20条

五会社は、マイレージ登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、マイレージ登録者に通知することなく、マイレージ登録を抹消します。この場合において、ポイント及び還元額も消滅します。

一~七(略)

八 五会社の管理する道路において悪質な方法により通行料金を免れ、又は免れようとしたとき

九 五会社に対して債務を有しているマイレージ登録者が、当該債務を履行しないとき

十~十一 (略)

十二 その他マイレージ登録者として不適当な行為をしたと五会社が認めたとき

(届出事項の変更等)

第21条

マイレージ登録者は、次表に掲げる届出事項に変更があった場合は、次表に掲げる届出方法により、速やかに五会社に届け出てください。

届出事項	届出方法	備考
氏名	所定の書面 (氏名変更を証する書面を添 付してください。)	婚姻、養子縁組等法律上氏名の変更があった場合に限ります。
生年月日	所定の書面(生年月日の変更 (訂正)を証する書面を添付し てください。)	法人の場合、創立記念日等
住所	インターネット、電話又は所定の書面	
電話番号	インターネット、電話又は所定の書面	
ETC車載器情報(ETC車載 器管理番号)	インターネット、電話又は所定の書面	
ETC車載器情報(車両番号)	インターネット、電話又は所定の書面	
登録カードの有効期限	インターネット、電話又は所定の書面	
電子メールアドレス	インターネット	
お知らせメールの希望の有無	インターネット	

3 (略)

(マイレージ登録の抹消等)

第20条

<u>四</u>会社は、マイレージ登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、マイレージ登録者に通知することなく、マイレージ登録を抹消します。この場合において、ポイント及び還元額も消滅します。

一~七(略)

八 四会社の管理する道路において悪質な方法により通行料金を免れ、又は免れようとしたとき

九 四会社に対して債務を有しているマイレージ登録者が、当該債務を履行しないとき

十~十一 (略)

十二 その他マイレージ登録者として不適当な行為をしたと四会社が認めたとき

(届出事項の変更等)

第21条

マイレージ登録者は、次表に掲げる届出事項に変更があった場合は、次表に掲げる届出方法により、速やかに四会社に届け出てください。

届出事項	届出方法	備考
氏名	所定の書面 (氏名変更を証する書面を添 付してください。)	婚姻、養子縁組等法律上氏名の変更があった場合に限ります。
生年月日	所定の書面(生年月日の変更 (訂正)を証する書面を添付し てください。)	法人の場合、創立記念日等
住所	インターネット、電話又は所定の書面	
電話番号	インターネット、電話又は所定の書面	
ETC車載器情報(ETC車載 器管理番号)	インターネット、電話又は所定の書面	
ETC車載器情報(車両番号)	インターネット、電話又は所定の書面	
登録カードの有効期限	インターネット、電話又は所定の書面	
電子メールアドレス	インターネット	
お知らせメールの希望の有無	インターネット	

	ポイント残高のお知らせ(第15 条第2項の通知をいいます。) の希望の有無	インターネット、電話又は所定の書面	インターネット又は電話による届出は「通知を希望しない」又は「電子メールにて通知」への変更に限ります。 また、所定の書面による届出は、郵送通知を「希望しない」に変更する場合に限ります。		ポイント残高のお知らせ(第15 条第2項の通知をいいます。) の希望の有無	インターネット、電話又は所定の書面	インターネット又は電話による届出は「通知を希望しない」又は「電子メールにて通知」 への変更に限ります。 また、所定の書面による届出は、郵送通知 を「希望しない」に変更する場合に限りま す。
	自動還元サービスの希望の有無	インターネット、自動音声ダイヤル、電話又は所定の書面			ーニーニー 自動還元サービスの希望の有無	インターネット、自動音声ダイヤル、電話又は所定の書面	
3 4 着 5 レの様(第発条) 1 年 5 レの様(第発条) 1 年 6 年 7 年 9 年 9 年 9 年 9 年 9 年 9 年 9 年 9 年 9	2 届出事項の変更は、五会社の手続が完了した時から有効とします。 3 五会社は、前項の手続完了前にマイレージ登録者が被った損害について、一切責任を負いません。 4 第1項に規定する届出事項の変更がなされなかったために、五会社からの連絡又は書類の送達が遅延し又は到着しなかった場合は、五会社からの連絡又は書類を発した日をもって到達したものとみなします。 5 五会社は、ETC車載器情報について第1項に基づく住所変更の届出がされた場合において、当該届出に係るマイレージ登録で使用されている ETC 車載器情報が第4条第4項に基づくマイレージ登録に使用されているときは、第1項の規定にかかわらず、当該ETC車載器情報が使用されているすべてのマイレージ登録に対して、この規約に基づく同様の届出がされたものとみなして取り扱います。 (発行クレジットカード会社による手続き) 第22条 発行クレジットカード会社は、マイレージ登録申込者又はマイレージ登録者からの同意を得て、第5条、第6条、第12条第1項、第17条第1項、第21条第1項に定める手続きを、五会社に対して申し込むことができます。		2 届出事項の変更は、四会社の手続が完了した時から有効とします。 3 四会社は、前項の手続完了前にマイレージ登録者が被った損害について、一切責任を負いません。 4 第1項に規定する届出事項の変更がなされなかったために、四会社からの連絡又は書類の送達が遅延し又は到着しなかった場合は、四会社からの連絡又は書類を発した日をもって到達したものとみなします。 5 四会社は、ETC車載器情報について第1項に基づく住所変更の届出がされた場合において、当該届出に係るマイレージ登録で使用されている ETC 車載器情報が第4条第4項に基づくマイレージ登録に使用されているときは、第1項の規定にかかわらず、当該ETC車載器情報が使用されているすべてのマイレージ登録に対して、この規約に基づく同様の届出がされたものとみなして取り扱います。 (発行クレジットカード会社による手続き)第22条発行クレジットカード会社は、マイレージ登録申込者又はマイレージ登録者からの同意を得て、第5条、第6条、第12条第1項、第17条第1項、第21条第1項に定める手続きを、四会社に対して申し込むことができます。 2 (略)				
	3 第1項の申し込みは、 <u>五</u> 会社が認めた所定の手続きにより申し込むことができます。 (譲渡等の禁止)		3 第1項の申し込みは、 <u>四</u> 会社が認めた所定の手続きにより申し込むことができます。 (譲渡等の禁止)				
第23条 (ETCマ	(略) /イレージサービスに係る通信費用]等)		第23条 (略) (ETCマイレージサービスに係る通信費用等)			
第24条				第24条(略)			
(販売仮 第25条	進用資料等の送付)			(販売促進用資料等の送付) 第25条			
	五会社は、マイレージ登録者にアンケート調査票並びに販売促進資料、広報資料及びダイレクトメールを送ることがあります。		四会社は、マイレージ登録者にアンケート調査票並びに販売促進資料、広報資料及びダイレクトメールを送ることがあります。				
				(個人情報の保護)			
第26条				第26条			
—		-	五会社が別に定めるETCマイレージサービス	_			
.,, -	プライバシーポリシーに従って適切 「唔)	に取り扱います。		に係るプライバシーポリシーに従って適切に取り扱います。 (免責事項)			
(尤貝手	(免責事項)			(尤貝争	·垻 <i>)</i>		

第27条	第27条
^^= ^ ^	^^~- ^ ^
金のでは、	食いません。
ー 五会社がシステム管理の必要からETCマイレージサービスの利用を制限し又は停止したとき	へ の と の の の の の の の の の の の の の の の の の
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
ったとき	ったとき
	~ 五(略)
六 五会社の責に帰することができない郵送上の事故又は通信上の盗聴、妨害若しくは事故により、マイレージ登録申	六 四会社の責に帰することができない郵送上の事故又は通信上の盗聴、妨害若しくは事故により、マイレージ登録申
込者又はマイレージ登録者の個人情報が漏えいし又は窃取されたとき	込者又はマイレージ登録者の個人情報が漏えいし又は窃取されたとき
七 五会社がこの規約で定める手続に従って本人確認を行った場合において、パスワードその他の個人情報に盗用そ	七 四会社がこの規約で定める手続に従って本人確認を行った場合において、パスワードその他の個人情報に盗用そ
の他の不正行為があったとき	の他の不正行為があったとき
2 誤ったETCカードの番号がマイレージ登録されたことにより、ETCマイレージサービスが利用できなかったり、第三者	1
の利用した通行料金が還元額の残高から引き去られたりした場合、五会社は、事情の如何を問わず、誤ったETCカ	の利用した通行料金が還元額の残高から引き去られたりした場合、四会社は、事情の如何を問わず、誤ったETCカ
ードの番号がマイレージ登録されたマイレージ登録者のために、ポイントの付与やポイントの交換を遡及して行ったり、引	ードの番号がマイレージ登録されたマイレージ登録者のために、ポイントの付与やポイントの交換を遡及して行ったり、引
き去られた還元額の返還を当該第三者に求めたりするなどの特別な措置を行いません。	さまられた還元額の返還を当該第三者に求めたりするなどの特別な措置を行いません。
(規約の変更)	(規約の変更)
第28条	第28条
│ │ 五会社は、マイレージ登録者に通知することなく、この規約を変更することがあります。この場合、変更した規約の実施	│ │四会社は、マイレージ登録者に通知することなく、この規約を変更することがあります。この場合、変更した規約の実施
— 日以降は、変更後の規約の内容がすべて従前の規約の内容に優先するものとします。	— 日以降は、変更後の規約の内容がすべて従前の規約の内容に優先するものとします。
 2 五会社は、前項の変更を行った場合、変更内容をETCマイレージサービスのホームページにおいて周知します。	│ │ 2 <u>四</u> 会社は、前項の変更を行った場合、変更内容をETCマイレージサービスのホームページにおいて周知します。
ー 3 五会社は、第1項の変更によってマイレージ登録者が被った損害について、一切責任を負いません。	<u> </u>
(ETCマイレージサービスの終了)	(ETCマイレージサービスの終了)
第29条	第29条
│ <u>五</u> 会社は、ETCマイレージサービスを終了する場合、終了日の6ヶ月前までにマイレージ登録者に通知します。 <u>五</u> 会	│ │ <u>四</u> 会社は、ETCマイレージサービスを終了する場合、終了日の6ヶ月前までにマイレージ登録者に通知します。 <u>四</u> 会
 社は、これによりマイレージ登録者が被った損害について、一切責任を負いません。	│ │ 社は、これによりマイレージ登録者が被った損害について、一切責任を負いません。
(運営者の変更)	(運営者の変更)
第30条(略)	第30条(略)
(取扱窓口)	(取扱窓口)
第31条	第31条
この規約に定める五会社の事務の取扱窓口は、ETCマイレージサービス事務局とします。	この規約に定める四会社の事務の取扱窓口は、ETCマイレージサービス事務局とします。
(準拠法)	(準拠法)
第32条(略)	第32条(略)
(合意管轄裁判所)	(合意管轄裁判所)
第33条	第33条
マイレージ登録者は、五会社との間でこの規約に係る訴訟の必要が生じた場合、横浜地方裁判所を第一審の専属的	マイレージ登録者は、四会社との間でこの規約に係る訴訟の必要が生じた場合、横浜地方裁判所を第一審の専属的

合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。	合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。
(本人確認)	(本人確認)
第34条	第34条
五会社は、この規約に定める手続を行う際に本人確認を行います。	<u>四</u> 会社は、この規約に定める手続を行う際に本人確認を行います。
2 (略)	2 (略)
(その他)	(その他)
第35条	第35条
五会社は、料金所の路側表示器及び利用証明書に通行料金の金額を表示する場合、ポイント付与の有無やポイント	四会社は、料金所の路側表示器及び利用証明書に通行料金の金額を表示する場合、ポイント付与の有無やポイント
数を表示しません。	数を表示しません。
2 五会社は、料金所の路側表示器及び利用証明書に通行料金の金額を表示する場合、還元額の引去りの有無や	2 四会社は、料金所の路側表示器及び利用証明書に通行料金の金額を表示する場合、還元額の引去りの有無や
還元額の残数等を表示しません。	還元額の残数等を表示しません。
3 五会社は、ETCマイレージサービスの利用状況を調査するため、マイレージ登録者に連絡することがあります。	3 四会社は、ETCマイレージサービスの利用状況を調査するため、マイレージ登録者に連絡することがあります。
附則	附則
(実施期日)	(実施期日)
1 この規約は、今和4年6月1日から実施します。	1 この規約は、 <u>令和5年4月1日</u> から実施します。

ETCマイレージサービス プライバシーポリシー(新旧対照表) 令和5年4月1日版

旧(令和4年6月1日)	新(令和5年4月1日)
東日本高速道路株式会社	東日本高速道路株式会社
中日本高速道路株式会社	中日本高速道路株式会社
西日本高速道路株式会社	西日本高速道路株式会社
<u>阪神高速道路株式会社</u>	本州四国連絡高速道路株式会社
本州四国連絡高速道路株式会社	
(3)個人情報の利用及び提供	(3)個人情報の利用及び提供
運営者は、収集したお客様に関する個人情報を、次の目的以外には利用いたしません。	運営者は、収集したお客様に関する個人情報を、次の目的以外には利用いたしません。
ETCマイレージサービスを提供するために利用する場合	ETCマイレージサービスを提供するために利用する場合
ETCマイレージサービスの提供に付随する業務に利用する場合	ETCマイレージサービスの提供に付随する業務に利用する場合
お客様からのお問い合わせ等に対応する業務に利用する場合	お客様からのお問い合わせ等に対応する業務に利用する場合
運営者の宣伝物・印刷物の送付等、営業案内のために利用する場合	運営者の宣伝物・印刷物の送付等、営業案内のために利用する場合
運営者のマーケティング活動・商品開発のために利用する場合	運営者のマーケティング活動・商品開発のために利用する場合
運営者以外の宣伝物・印刷物の送付等を外部から受託して行うために利用する場合	運営者以外の宣伝物・印刷物の送付等を外部から受託して行うために利用する場合
道路利用の状況を把握するために、個人を識別できない情報を作成する場合	道路利用の状況を把握するために、個人を識別できない情報を作成する場合
運営者は、お客様に関する個人情報を、次の場合を除き、お客様ご自身の同意なしに第三者に開示・提供することはありません。	運営者は、お客様に関する個人情報を、次の場合を除き、お客様ご自身の同意なしに第三者に開示・提供することはありません。
1 お客様に所定のサービスを提供するために、お客様のETCカードを発行したクレジットカード会社、若しくは <u>五</u>	1 お客様に所定のサービスを提供するために、お客様のETCカードを発行したクレジットカード会社、若しくは <u>東</u>
会社及び首都高速道路株式会社がETCパーソナルカードの管理運営を行うために設置した事務局又はETCマイレ	日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神
ージサービスを提供する運営者以外の有料道路管理者に必要最小限の情報を提供する場合	高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社がETCパーソナルカードの管理運営を行うために設置した事
2 ETCマイレージサービス利用規約その他でお客様にご了承いただいた上で第三者に提供する場合	務局又はETCマイレージサービスを提供する運営者以外の有料道路管理者に必要最小限の情報を提供する場合
3 法令により開示を求められた場合	2 ETCマイレージサービス利用規約その他でお客様にご了承いただいた上で第三者に提供する場合
	3 法令により開示を求められた場合